

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業仕様書

1 業務名

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

2 業務の目的

- (1) 少子高齢化及び核家族化が進む宇和島市において、支援が届いていない人に支援を届ける複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- (2) 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見付ける。
- (3) 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

3 委託期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※覚書による1年ごとの随意契約とする

本契約は、契約を締結した翌年度以降、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。

4 実施地域 ①城南圏域、②吉田圏域、③三間圏域、④津島圏域

上記①～④の圏域について、委託契約を締結した圏域ごとに業務を実施

5 業務の内容

(1) 基本的考え方

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点を置いた事業である。

具体的には、支援者が直接自宅などを訪問し、本人に必要な支援を届けることを目的として行うものである。加えて、市町村全体で包括的な相談支援体制を構築するにあたり、継続的につながる機能を強化していくための役割の1つを担うものでもある。

(2) 支援対象者

複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人などが想定される。

(3) 支援の実施

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による支援内容は大きく3つに分かれる。

- ①潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するために、関係機関（者）と連携し、つながりの中から相談者を発見する。【会議や連携を通じての情報収集】

②ニーズを抱えている人に直接支援を届けるために、自宅訪問などを含めた本人のところまで赴き支援を行う。【家庭訪問】

③本人に出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や適切な支援機関につながるものが困難な人に対して、自宅訪問などを行い、外出支援や適切な支援機関（支援の入口）につなげる。【家庭訪問、同行支援】

(4) 本人に直接出会う前の支援

潜在的な相談者に関する情報がアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者に入り、支援が開始される段階では、本人が支援を受け入れる状態に至っていることは想定し難く、本人同意を得ることが困難な事例が多いと想定される。

したがって、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者は、本人に情報提供をしたり関係性の構築に向けた働きかけを行いながら、直接、本人と出会うためのきっかけをつくるために、関わり続けることが求められる。

また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者は支援にあたり必ずプランを作成し、支援会議の中で情報共有を行い支援の妥当性等を検証する。

(5) 継続支援

本人と関係性を構築し、直接会うことができた後は、本人と信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討する。

・ また、本人同意が得られたのち、多機関協働事業を紹介し両事業者が連携を図りながら支援を継続していく。アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者は本人支援にかかるプランを作成し、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者としての支援方針について重層的支援会議で協議を行う。

なお、相談者の中には、外に出たり特定の人以外からの支援を受け入れることが難しい人も多い。このような場合、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者は引き続き自宅訪問や同行支援を行い、支援関係機関から支援を受けることに関して前向きに受け入れられるように支えていくことが重要である。

(6) 終結

本人にとって適切な支援関係機関につながることができた段階で、支援は終結となる。

6 活動拠点に係る条件

本事業の実施にあたっては圏域内に事務所を設置すること。

7 連携体制

本事業の実施にあたり、宇和島市「暮らしの相談窓口」との連携を取り、情報の共有を図ること。

8 成果品

受託者は本業務の成果をとりまとめ、以下の成果物を委託者へ提出すること。

(1) 年間を通じた相談にかかる報告書

(2) その他本業務で得られた成果一式

9 注意事項

- (1) 受託者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 市は、業務に必要な資料を所定の手続によって、受託事業者に貸与する。
- (4) 受託事業者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次委託者と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、委託者の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (7) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は宇和島市に帰属すること。
- (8) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

10 その他の事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。